

令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「足立区学童保育室整備計画」の見直しについて																																							
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課																																							
内容	学童保育室における待機児童の解消に向けて、令和2年3月に策定した「足立区学童保育室整備計画」（以下、「整備計画」という。）について、令和5年度の申請状況等の実績を踏まえ、次のとおり令和4年度見直しを行った。【整備計画（当日席上配布）：別添資料、報告事項1－1参照）。																																							
	1 前年度計画見直しからの主な変更点（4～7ページ参照）																																							
	(1) 整備地区の見直し（4ページ）																																							
	令和5年度の申請状況や学齢人口予測、大規模開発等により、需要予測を行った結果、今後超過数が見込まれる地区について整備地区を見直した。																																							
	【今後の整備予定地区】																																							
	<table><tr><th colspan="2"></th><th>地区名</th><th>変更内容</th></tr><tr><td rowspan="8">令和6年度開設 (令和5年度公募)</td><td>1</td><td>青井</td><td rowspan="3">変更なし</td></tr><tr><td>2</td><td>梅島</td></tr><tr><td>3</td><td>関原</td></tr><tr><td>4</td><td>中川</td><td rowspan="2">令和4年度に応募がなかったため、 令和5年度に再公募を実施</td></tr><tr><td>5</td><td>加平</td></tr><tr><td>6</td><td>綾瀬</td><td>令和7年度開設予定だったが、需要予測により整備地域を1年度前倒し</td></tr><tr><td>7</td><td>平野・島根</td><td rowspan="2">整備地区として追加</td></tr><tr><td>8</td><td>伊興南</td></tr><tr><td rowspan="4">令和7年度開設 (令和6年度公募)</td><td>1</td><td>千住桜木・ 千住河原町</td><td>令和4年度に応募がなかったため、 再公募予定だったが、需要予測により延期</td></tr><tr><td>2</td><td>千住西</td><td>整備地区として追加</td></tr><tr><td>3</td><td>西綾瀬・足立</td><td rowspan="2">令和6年度開設予定だったが、需要予測により整備年度を1年度延期</td></tr><tr><td>4</td><td>梅田</td></tr></table>					地区名	変更内容	令和6年度開設 (令和5年度公募)	1	青井	変更なし	2	梅島	3	関原	4	中川	令和4年度に応募がなかったため、 令和5年度に再公募を実施	5	加平	6	綾瀬	令和7年度開設予定だったが、需要予測により整備地域を1年度前倒し	7	平野・島根	整備地区として追加	8	伊興南	令和7年度開設 (令和6年度公募)	1	千住桜木・ 千住河原町	令和4年度に応募がなかったため、 再公募予定だったが、需要予測により延期	2	千住西	整備地区として追加	3	西綾瀬・足立	令和6年度開設予定だったが、需要予測により整備年度を1年度延期	4	梅田
			地区名	変更内容																																				
	令和6年度開設 (令和5年度公募)	1	青井	変更なし																																				
		2	梅島																																					
		3	関原																																					
		4	中川	令和4年度に応募がなかったため、 令和5年度に再公募を実施																																				
		5	加平																																					
		6	綾瀬	令和7年度開設予定だったが、需要予測により整備地域を1年度前倒し																																				
		7	平野・島根	整備地区として追加																																				
		8	伊興南																																					
	令和7年度開設 (令和6年度公募)	1	千住桜木・ 千住河原町	令和4年度に応募がなかったため、 再公募予定だったが、需要予測により延期																																				
		2	千住西	整備地区として追加																																				
3		西綾瀬・足立	令和6年度開設予定だったが、需要予測により整備年度を1年度延期																																					
4		梅田																																						

(2) 今後の学童保育室のあり方について（7 ページ）

令和4年度から学童保育室に対して実地調査を行い、統一的な評価と助言を行うことで学童保育室全体の質の向上を目指していく。

また、全学童保育室への実地調査や利用する保護者へのアンケート等実態把握を行い、現状抱えている課題を浮き彫りにしていくことで、直営学童保育室が果たす役割を検討していく。

令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	足立区再犯防止推進計画（素案）パブリックコメントの実施結果について
所管部課	福祉部 福祉管理課
内容	「足立区再犯防止推進計画（素案）」について、パブリックコメントを実施したので結果を報告する。 また、令和 5 年 2 月 8 日（水）に開催した第 2 回足立区再犯防止推進計画検討会の意見も反映し「足立区再犯防止推進計画（案）」を修正したのであわせて報告する。 1 パブリックコメントの実施結果について （1）募集期間 令和 4 年 1 1 月 2 5 日（金）から令和 4 年 1 2 月 2 4 日（土） （2）受付状況 ア 受付数 ・ 個人：8 人 ・ 団体：1 団体 イ 意見の件数 1 7 件 （3）意見の概要および区の考え方 別添資料 報告事項 2－1 のとおり （4）公表方法 ・ 区ホームページへの掲載 ・ 福祉管理課にて閲覧及び配布 2 足立区再犯防止推進計画（案）について 別冊資料 報告事項 2－2 のとおり 3 今後の予定 令和 5 年 3 月末 計画策定予定

意見の概要及び意見に対する区の考え方 「足立区再犯防止推進計画（素案）」

No	意見の概要	区の考え方
1	素案13ページ 再犯者率の目標値をR5：47%、R9：40%に設定するのはどうか。	再犯者率の目標値については、国の再犯者率やその推移等を踏まえた上で、設定します。
2	素案35ページ 足立区保護司会の組織について説明等を加えることで、より透明化が図れると考える。	35ページの再犯防止に関する用語の解説に、保護司会に関する説明を追記いたします。
3	ぐ犯少年のみでなく、触法少年の犯罪・再犯防止に関する区の実践や取り組み、支援についてもどこかに図入りで示していただきたい。	本計画の対象には、20歳未満の少年も含まれます。ぐ犯少年や触法少年に関する説明について、22ページに追記いたします。
4	特に住居の獲得や、雇用状況の改善に力を入れてほしい。	居住先の確保と就労支援については、再犯防止において重要であるため、取組方針1で取り上げています。区としても引き続き力を入れていきます。
5	罪を犯した人向けの、仕事や住まいを見つけるための施設があればいいと考える。	罪を犯した人等で、住む家がない等の理由ですぐに自立更生することが難しい人に対しては、法務大臣の認可を受けた民間団体である「更生保護施設」で一定期間保護し、食事や宿泊場所の援助を行っています。保護期間中は、生活指導や職業補導等も行っており、自立を援助することでその再出発を支えています。
6	更生した人も受け入れてくれる企業などもあるとよいと思う。	罪を犯した人等について、その事情を理解した上で雇用する事業主（協力雇用主）を、法務省保護観察所で募集しています。令和5年1月1日時点（速報値）では、東京都内で1,196、足立区内で76の協力雇用主が登録しています。協力雇用主の登録数について、16ページに追記いたします。
7	衣食住に対して最低限の保障がされていれば、やむを得ず犯罪にはしる、というケースはかなり抑止できるはず。都営住宅を一定期間無償で貸し出す、あるいは学校の寮や企業の独身寮等の施設を提供する、という方法もあると思う。	都営住宅は東京都が運営する住宅であることから、区が回答する立場にはございませんが、ご意見があった旨を都へお伝えします。 また、学校等の寮を提供する方法については、民間の施設であることから対応は困難であると考えますが、協力雇用主として登録している企業の中には、寮などの施設を提供しているところもあります。協力雇用主の制度については、関係機関と連携して啓発に努めます。

意見の概要及び意見に対する区の考え方 「足立区再犯防止推進計画（素案）」

No	意見の概要	区の考え方
8	定職を得るには雇用主や職場の理解が必要であるため、ボランティア活動をすることで、国民に向けて善い行いをしていくというアピールをすることが大切だと思う。	罪を犯した人等が社会復帰するには、本人がその責任を自覚し、犯罪被害者の心情などを理解するとともに、自ら努力することが基本ですが、周囲の理解も必要です。そのために、協力雇用主制度のほか、広報・啓発活動による再犯状況の周知を引き続き進めていきます。
9	素案18ページ 窃盗犯の原因である貧困を根本から解消しなければ、再犯を減少させることは難しいのではないかと。既存の生活保護制度に加え、区内のみで使える商品券等を支給する等、経済面での支援をするとより効果的だと考える。	犯罪抑止の観点からも、貧困の解消は重要であると考えます。貧困には様々な要因が絡むため、現に生活に困窮している方については、生活保護制度だけでなく、区が実施する自立相談支援事業等を通じて必要な支援機関につなぎ、就労に結び付けるなど、自立に向けた支援を引き続き実施します。
10	素案18ページ 課題「以前の関係が断ち切れない」ことについて、覚せい剤などの違法ドラッグを使用するきっかけとして交友関係があるが、刑務所に入所した人がコミュニティーに戻って新たに覚せい剤を普及させないようにしてほしい。	薬物等の依存から回復するには、本人の努力だけでなく周囲の支援が必要です。 都立精神保健福祉センターでは、依存症でお困りの本人・家族・関係機関からの相談に応じており、必要に応じて依存症の治療に対応可能な医療機関や、ダルク等の民間リハビリ施設等もご案内しています。
11	素案22ページ 修学支援については、全国の高校進学率が98.5%に対し、受刑者が62.6%という事実をみても、進学は重要だということは推察される。修学は本人の達成感や自己肯定感の醸成につながるほか、高学歴・高スキルが必要な職に就くことにもつながる。 そのための学習指導や学費の支援等を行うことが、時間やコストがかかっても効果が出るのではないかと。	罪を犯した人等が自立するため、また就労における選択肢を広げるためにも、修学支援は重要と考えます。 もう一度学びたいが家計的に不安な場合は、都立の定時制高校や学費が比較的安価な通信制高校に入学して仕事しながら学ぶほか、一定の要件付きで奨学金制度を利用することができます。 また、大学等に進学したいが高校を卒業できなかった人については、「高等学校卒業程度認定試験」を受験し合格することで、大学・短大・専門学校の受験資格を得ることもできます。 通信制高校や高等学校卒業程度認定試験については、25ページの取組に追記いたします。

意見の概要及び意見に対する区の考え方 「足立区再犯防止推進計画（素案）」

No	意見の概要	区の考え方
12	素案23ページ 防犯講和、セーフティー教室について、今までの取組に加えて、過去に非行をして今は復帰された方、もしくは被害者の方にも話をしていただきたい。	足立区立小中学校全103校（令和4年度現在）では、毎年、「非行防止」「犯罪被害防止」を目的にセーフティ教室を実施しております。内容といたしましては、区内四署と連携し、警察OBによる講話をはじめ、急速に広まっているSNS関連のトラブル防止等、各学校の実態に応じて校長が内容を決定しております。 また、交通事故防止については、交通事故でご子息を失われた、交通事故被害者遺族の方から講話をいただいております。 引き続き、交通事故被害者遺族の方と連携を密にし、児童・生徒に向けた講話等を通して交通事故防止に関する教育を推進するとともに、非行・犯罪被害防止に関する教育の充実も図ってまいります。
13	若ナビαなどは18歳以上を対象とするため、12歳から17歳の子どもが直接相談することができない。子どもたちが直接電話で相談できる足立区版少年ナビをこの計画に組み入れてほしい。	あだち若者サポートテラスSODAでは、メンタル面や生活全般の悩みなどを抱える15～25歳の子ども・若者本人が直接相談できる窓口（電話やオンラインでの相談も可）を開設し、支援を行っています。SODAについて、19ページの取組「若者の相談支援」に追記いたします。 また、東京都児童相談センターでは、都内在住・在学の児童及び保護者を対象に、18歳未満のお子さんに関することを電話で相談できる「よいこに電話相談」を実施しています。東京都児童相談センターについても、19ページの取組に追記いたします。
14	素案26ページ 青少年問題協議会の開催回数を年2～3回に増やすのはどうか。	新型コロナウイルス感染症が拡大する前は、年2回開催していました。感染状況が終息に向かえば、今後は年2回に戻していく予定です。
15	素案29ページ ビューティフル・ウィンドウズ運動の防犯カメラ設置について、人通りの多い場所だけでなく、死角となる場所にも設置していただきたい。	防犯カメラの設置場所を検討する際は、管轄の警察と協議のうえ、設置する地域の犯罪件数や不審者情報、設置する場所が防犯カメラ未設置地域であるか、死角となる場所か等を総合的に勘案し決定しています。
16	素案32ページ 再犯状況等を知らない人は多いと思うので、再犯率が高いこと、保護司というボランティアなどがあつてを伝えていけばより効果が上がるのかなと思う。	本計画を策定することで、再犯状況などを広く周知するとともに、取組方針5に掲げる「社会を明るくする運動」等の広報・啓発活動についても、区のホームページや広報紙等を活用して引き続き取り組んでいきます。
17	素案32、33ページ 保護司が自宅以外で面接できる場所を確保することの重要性が高いことを踏まえ、その旨を課題や取組に追加していただきたい。	保護司の活動支援策の一つとして、自宅以外での面接場所の確保は重要であると考えます。その旨を32、33ページ取組方針5の課題および取組に追記いたします。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年2月13日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績及び進捗状況について																											
所管部課	新型コロナウイルスワクチン接種担当部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課																											
内容	1 コロナワクチンの接種状況について（令和5年1月30日現在） （1）初回接種（2回目）とオミクロン株対応ワクチン 初回接種(2回目)とオミクロン株対応ワクチン 年齢層別 接種率（％） <table><thead><tr><th>年齢層</th><th>初回接種（％）</th><th>オミクロン株対応ワクチン（％）</th></tr></thead><tbody><tr><td>65歳以上</td><td>91.9%</td><td>71.6%</td></tr><tr><td>60歳-64歳</td><td>88.0%</td><td>57.9%</td></tr><tr><td>50歳代</td><td>85.2%</td><td>47.2%</td></tr><tr><td>40歳代</td><td>81.5%</td><td>32.8%</td></tr><tr><td>30歳代</td><td>70.3%</td><td>23.6%</td></tr><tr><td>20歳代</td><td>60.1%</td><td>18.4%</td></tr><tr><td>10歳代</td><td>65.3%</td><td>21.0%</td></tr><tr><td>総計</td><td>79.7%</td><td>43.1%</td></tr></tbody></table>	年齢層	初回接種（％）	オミクロン株対応ワクチン（％）	65歳以上	91.9%	71.6%	60歳-64歳	88.0%	57.9%	50歳代	85.2%	47.2%	40歳代	81.5%	32.8%	30歳代	70.3%	23.6%	20歳代	60.1%	18.4%	10歳代	65.3%	21.0%	総計	79.7%	43.1%
	年齢層	初回接種（％）	オミクロン株対応ワクチン（％）																									
	65歳以上	91.9%	71.6%																									
	60歳-64歳	88.0%	57.9%																									
	50歳代	85.2%	47.2%																									
40歳代	81.5%	32.8%																										
30歳代	70.3%	23.6%																										
20歳代	60.1%	18.4%																										
10歳代	65.3%	21.0%																										
総計	79.7%	43.1%																										
（2）5歳から11歳 5～11歳 接種率（％） <table><thead><tr><th>接種回数</th><th>接種率（％）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1回目接種</td><td>26.6%</td></tr><tr><td>2回目接種</td><td>25.0%</td></tr><tr><td>3回目接種</td><td>8.3%</td></tr></tbody></table>	接種回数	接種率（％）	1回目接種	26.6%	2回目接種	25.0%	3回目接種	8.3%																				
接種回数	接種率（％）																											
1回目接種	26.6%																											
2回目接種	25.0%																											
3回目接種	8.3%																											
（3）6か月～4歳 1回目 3.5％ 2回目 2.3％ 3回目 0.2％																												
2 新型コロナワクチン接種事業の今後について 令和5年4月以降の接種について具体的な説明はなされていないが、対象者や回数、接種間隔などは引き続き、国の予防接種・ワクチン分科会において検討される。 なお、必要な接種については、引き続き、自己負担なく受けられるよう、国の新型コロナウイルス感染症対策本部より方針が示されている。																												

令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 2 月 1 3 日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について																												
所管部課	衛生部 足立保健所 感染症対策課																												
内容	1 新型コロナウイルス感染症発生状況 東京都全体において、令和 4 年 1 2 月以降感染が拡大し、一時 1 週間の 1 日あたり 1 万 7 千人程度まで上昇したが、令和 5 年 2 月 6 日現在、直近 1 週間の 1 日あたり平均が 5 千人程度まで減少してきている。 区内届出対象者数推移（週別）については別紙、報告事項 4-1 参照。 2 区内クラスター発生状況（令和 5 年 2 月 6 日 現在） 令和 4 年 1 月以降、区内で発生したクラスターの総施設数は 8 8 7 施設である。 3 足立区発熱電話相談センター及び足立区 P C R 予約専用ダイヤル等の電話相談実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 月</td><td>1 0, 4 6 0 件</td></tr> <tr><td>2 月</td><td>1 3, 6 4 2 件</td></tr> <tr><td>3 月</td><td>9, 8 2 6 件</td></tr> <tr><td>4 月</td><td>5, 3 2 1 件</td></tr> <tr><td>5 月</td><td>3, 5 4 0 件</td></tr> <tr><td>6 月</td><td>2, 4 6 6 件</td></tr> <tr><td>7 月</td><td>1 0, 7 8 9 件</td></tr> <tr><td>8 月</td><td>1 4, 0 6 6 件</td></tr> <tr><td>9 月</td><td>7, 3 5 9 件</td></tr> <tr><td>1 0 月</td><td>2, 4 7 3 件</td></tr> <tr><td>1 1 月</td><td>3, 3 5 5 件</td></tr> <tr><td>1 2 月</td><td>5, 0 3 4 件</td></tr> <tr><td>令和 5 年 1 月</td><td>3, 2 6 0 件</td></tr> </tbody> </table>	月	件数	1 月	1 0, 4 6 0 件	2 月	1 3, 6 4 2 件	3 月	9, 8 2 6 件	4 月	5, 3 2 1 件	5 月	3, 5 4 0 件	6 月	2, 4 6 6 件	7 月	1 0, 7 8 9 件	8 月	1 4, 0 6 6 件	9 月	7, 3 5 9 件	1 0 月	2, 4 7 3 件	1 1 月	3, 3 5 5 件	1 2 月	5, 0 3 4 件	令和 5 年 1 月	3, 2 6 0 件
月	件数																												
1 月	1 0, 4 6 0 件																												
2 月	1 3, 6 4 2 件																												
3 月	9, 8 2 6 件																												
4 月	5, 3 2 1 件																												
5 月	3, 5 4 0 件																												
6 月	2, 4 6 6 件																												
7 月	1 0, 7 8 9 件																												
8 月	1 4, 0 6 6 件																												
9 月	7, 3 5 9 件																												
1 0 月	2, 4 7 3 件																												
1 1 月	3, 3 5 5 件																												
1 2 月	5, 0 3 4 件																												
令和 5 年 1 月	3, 2 6 0 件																												

4 足立区発熱電話相談センターと区PCR予約専用ダイヤルの統合について

抗原検査キットが普及し、PCR検査の需要が落ち着いてきていることから、PCR検査の予約に特化している「PCR予約専用ダイヤル」は、令和5年4月1日以降、足立保健所内の発熱電話相談センター（03-3880-5747）に統合して運営する。

なお、あだち広報3月10日号、3月25日号で周知。

5 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について

（1）変更点

新型インフルエンザ等感染症から、5類感染症へ位置づける

（2）時期

令和5年5月8日

（3）変更にあたっての留意点

ア 患者対応

感染症法に基づく入院等の措置は終了するが、行動制限に伴い行ってきた外来・入院医療費の自己負担分の公費支援は段階的に移行

イ 医療提供体制

限定された医療機関から、幅広い医療機関で受診できるよう段階的に移行

ウ サーベイランス（発生動向の調査）

全数把握から定点サーベイランス（医療機関を抽出して発生動向をみる）へ移行

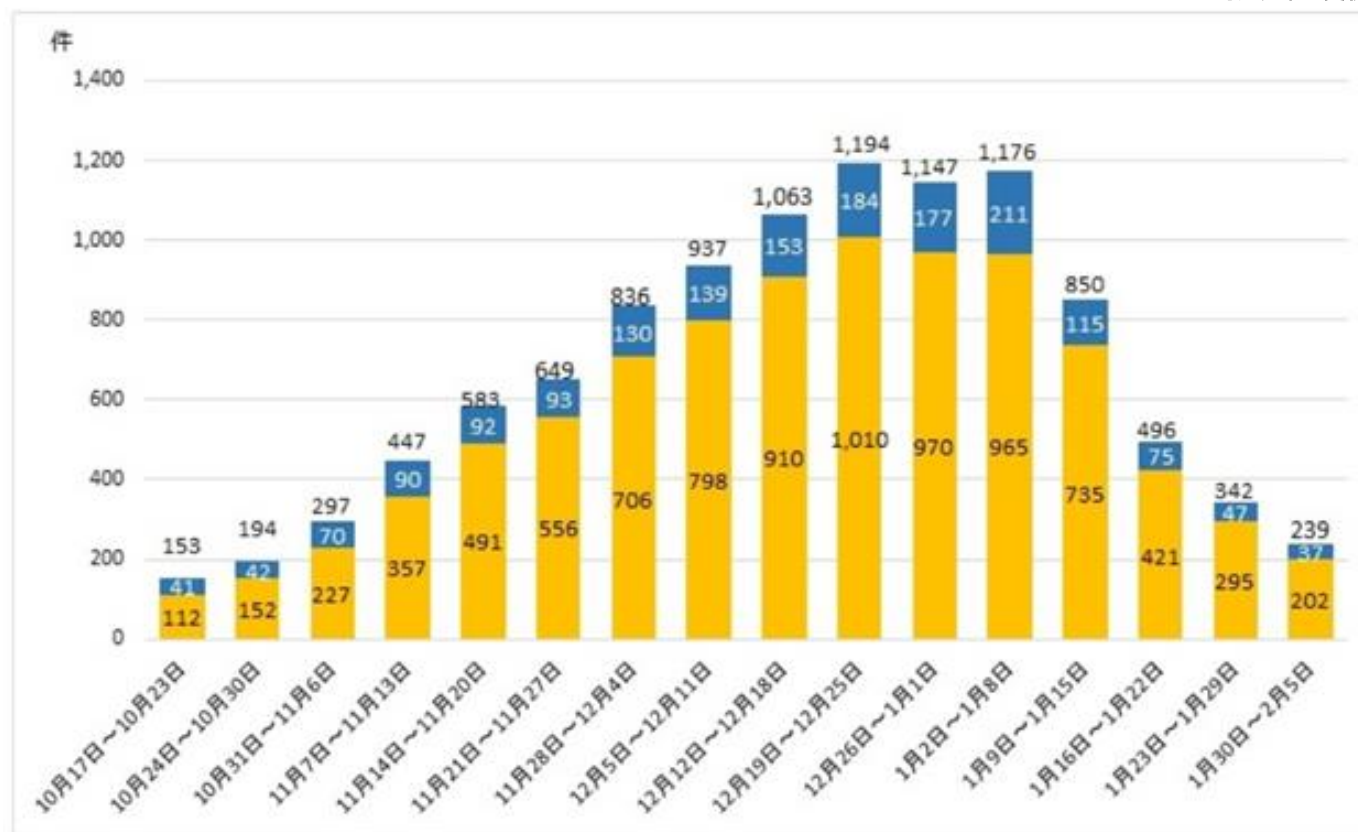
エ 基本的な感染対策

個人の判断に委ねることを基本とする。

区内での新型コロナウイルス新規陽性者の発生状況（令和 5 年 2 月 6 日時点）

1 発生届を受理した陽性者数（週次グラフ）

毎週月曜日更新



※ 令和 4 年 9 月 26 日から発生届出対象が下記 4 類型に限定化されたことに伴い、区の公表値も発生届を受理した陽性者数（区内に住所を有する方）のみとなった（区内で発生した陽性者の全数ではない）。

（届出対象者）

- 1 65 歳以上の方（診察時点で 65 歳以上の方が対象）
- 2 入院を要する方
- 3 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬や酸素投与が必要であると医師が判断した方
- 4 妊娠している方

令和 4 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 3 月 2 2 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課
内容	平成 2 7 年 4 月よりスタートした子ども・子育て支援新制度において、私立幼稚園は各園の判断により「子ども・子育て支援新制度」に移行した園（新制度移行園）と、移行しない園（私学助成園）に分かれた。 令和 4 年度は新制度移行園 1 6 園、私学助成園 3 4 園となっており、令和 5 年 4 月より 5 つの私学助成園が新制度移行園への移行を希望している。 新制度において、子ども・子育て支援法（以下法という）第 6 1 条第 1 項の規定により、区市町村は教育・保育の提供体制の確保に関する計画を定めるものとされ、当区では「足立区子ども・子育て支援事業計画」において量の見込み（需要数）を定めている。 さらに、新制度移行園は、需要数を踏まえ認可定員※の範囲内で利用定員※を定め、さらに法第 3 1 条により、利用定員について子ども支援専門部会で意見聴取を行わなければならないと定められている。 このため、子ども支援専門部会で審議いただいた結果について報告する。 参考）認可定員と利用定員 ア 認可定員 教育・保育施設の設置にあたり、認可された定員（最大で受け入れられる人数）。 イ 利用定員 実際の利用人数等に基づき、認可定員の範囲内で設定した定員で、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの。 1 審議結果 (1) 意見の内容 (2) 特記事項 2 各園の状況 別添資料、報告事項 5 - 1 のとおり

3 月 1 7 日子ども支援専門部会後に作成し
差し替えます。（当日席上配布）

1 「教育」の量の見込み（需要数）について

「足立区子ども・子育て支援事業計画」では、令和5年4月の「教育（幼稚園）」の量の見込み（需要数）は5,121人としており、需要に対し確保されている定員（供給量）は8,871人であり、3,750人の過多となっている。

新制度移行園の利用定員の設定により、従来の認可定員から398人少なくなるものの、供給量は8473人となり、依然として3352人の過多となっており、供給量は十分に確保されている。

2 新制度移行園の利用定員等について

（1）梅島幼稚園

ア 設置者 学校法人山下学園

イ 施設所在地 足立区梅島一丁目21番12号

ウ 認可定員 105人

3歳児	4歳児	5歳児	合計
35人	35人	35人	105人

エ 利用定員 75人

3歳児	4歳児	5歳児	合計
20人	23人	32人	75人

オ 最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度	34人	33人	33人	100人
令和3年度	34人	35人	32人	101人
令和4年度	22人	33人	37人	92人

カ その他

① 令和2年4月学校法人認可

② 認可定員に対し利用定員は30人少ないが、3年間の利用状況を踏まえた設定となっている。

(2) 中条幼稚園

- ア 設置者 学校法人足立弥生学園
 イ 施設所在地 足立区千住一丁目13番13号
 ウ 認可定員 105人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
15人	30人	30人	30人	105人

- エ 利用定員 45人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2人	14人	14人	15人	45人

- オ 最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度	0人	15人	15人	20人	50人
令和3年度	1人	16人	17人	15人	49人
令和4年度	0人	14人	15人	17人	46人

- カ その他

- ① 平成21年10月学校法人認可
- ② 認可定員に対し利用定員は60人少ないが、3年間の利用状況を踏まえた設定となっている。

(3) 興南幼稚園

- ア 設置者 学校法人小宮学園
 イ 施設所在地 足立区興野二丁目6番3号
 ウ 認可定員 160人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	40人	60人	60人	160人

- エ 利用定員 57人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12人	15人	15人	15人	57人

- オ 最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度		13人	15人	29人	57人
令和3年度		14人	14人	15人	43人
令和4年度		10人	15人	14人	39人

- カ その他

- ① 平成2年4月学校法人認可
- ② 認可定員に対し利用定員は103人少ないが3年間で利用実績は減少しており、需要数を踏まえた利用定員を設定した。
- ③ 令和5年4月から満3歳児クラスを新設する。

(4) 美松学園幼稚園

- ア 設置者 宗教法人宝蔵寺
 イ 施設所在地 足立区東和二丁目5番24号
 ウ 幼稚園認可定員 280人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	80人	100人	100人	280人

- エ 利用定員 135人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12人	34人	45人	44人	135人

- オ 最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度		40人	60人	53人	153人
令和3年度		42人	45人	58人	145人
令和4年度		37人	43人	47人	127人

- カ その他

- ① 昭和28年10月宗教法人認可
- ② 認可定員に対し利用定員は145人少ない。3年間で利用実績は減少しており、需要数を踏まえた利用定員を設定した。
- ③ 令和5年4月から満3歳児クラスを新設する。

(5) 本行寺第二伊興幼稚園

- ア 設置者 宗教法人本行寺
 イ 施設所在地 足立区東伊興四丁目11番3号
 ウ 幼稚園認可定員 105人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	35人	35人	35人	105人

- エ 利用定員 45人

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4人	14人	11人	16人	45人

- オ 最近3年間の利用実績（各年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度		24人	17人	29人	70人
令和3年度		17人	25人	17人	59人
令和4年度		8人	16人	26人	50人

- カ その他

- ① 昭和27年11月宗教法人認可
- ② 認可定員に対し利用定員は60人少ない。3年間で利用実績は減少しており、需要数を踏まえた利用定員を設定した。
- ③ 令和5年4月から満3歳児クラスを新設する。

令和4年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年3月22日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																																																																												
所管部課	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課、私立保育園課、 子ども政策課、子ども施設指導・支援課、 子ども施設運営課、子ども施設入園課																																																																												
内容	「足立区待機児童解消アクション・プラン」（以下、「計画」という。）の改定版（令和４年度版）を作成したので報告する。 改定にあたっては、待機児童ゼロ継続のため取組内容の見直しを行った。また、新たに年度途中の待機児童を課題ととらえ、実態把握と対応策の実施を進めていく。 １ 保育需要予測の更新（別冊、報告事項６－１、Ｐ８～１１参照） 社会状況の変化を適切に反映するため、前計画（令和４年１月）の算定方法に令和４年実績等を反映して、保育需要予測を更新した。 更新の結果、令和６年度までに必要な保育定員数は維持できている。 ◇ 令和４年実績等反映後の保育需要数と保育定員数の見込み （単位：人） <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="6">見 込 み</th></tr><tr><th colspan="3">令和4年4月1日(実績)</th><th colspan="3">令和5年4月1日</th><th colspan="3">令和6年4月1日</th></tr><tr><th>3～5 歳児</th><th>1・2 歳児</th><th>0 歳児</th><th>3～5 歳児</th><th>1・2 歳児</th><th>0 歳児</th><th>3～5 歳児</th><th>1・2 歳児</th><th>0 歳児</th></tr><tr><td rowspan="2">保育需要数 (A)</td><td>7,700</td><td>5,501</td><td>1,088</td><td>7,903</td><td>5,515</td><td>1,157</td><td>7,683</td><td>5,561</td><td>1,159</td></tr><tr><td colspan="3">14,289</td><td colspan="3">14,575</td><td colspan="3">14,403</td></tr><tr><td rowspan="2">保育定員数 (B)</td><td>9,278</td><td>5,961</td><td>1,480</td><td>9,268</td><td>5,929</td><td>1,468</td><td>9,265</td><td>5,925</td><td>1,464</td></tr><tr><td colspan="3">16,719</td><td colspan="3">16,665</td><td colspan="3">16,654</td></tr><tr><td>過不足 (B)－(A)</td><td>+1,578</td><td>+460</td><td>+392</td><td>+1,365</td><td>+414</td><td>+311</td><td>+1,582</td><td>+364</td><td>+305</td></tr></table> ２ 待機児童ゼロの継続と定員の空き対策（別冊、Ｐ１３～３２参照） 保育需要の状況に応じて、定員の空き対策や多様な保育の利用促進等の取組について更新、調整を行った。 （１）区立保育施設の入所定員抑制（別冊、Ｐ１７参照） 抑制反映後の保育定員数が保育需要数を下回らないよう、地域ごとの保育需要の状況を踏まえて実施していく。		実 績			見 込 み						令和4年4月1日(実績)			令和5年4月1日			令和6年4月1日			3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	保育需要数 (A)	7,700	5,501	1,088	7,903	5,515	1,157	7,683	5,561	1,159	14,289			14,575			14,403			保育定員数 (B)	9,278	5,961	1,480	9,268	5,929	1,468	9,265	5,925	1,464	16,719			16,665			16,654			過不足 (B)－(A)	+1,578	+460	+392	+1,365	+414	+311	+1,582	+364	+305
			実 績			見 込 み																																																																							
			令和4年4月1日(実績)			令和5年4月1日			令和6年4月1日																																																																				
		3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児																																																																			
	保育需要数 (A)	7,700	5,501	1,088	7,903	5,515	1,157	7,683	5,561	1,159																																																																			
		14,289			14,575			14,403																																																																					
	保育定員数 (B)	9,278	5,961	1,480	9,268	5,929	1,468	9,265	5,925	1,464																																																																			
		16,719			16,665			16,654																																																																					
	過不足 (B)－(A)	+1,578	+460	+392	+1,365	+414	+311	+1,582	+364	+305																																																																			

◇ 区立保育施設（直営園）の入所定員抑制予定数（令和6年度まで）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和4年までの抑制数	0	▲23	▲62	▲43	▲41	▲32	▲201
令和5年入所抑制数	0	▲2	▲16	▲25	▲43	▲31	▲117
令和6年入所抑制数	0	0	0	▲14	▲20	▲32	▲66
累計	0	▲25	▲78	▲82	▲104	▲95	▲384

（2）私立保育施設の定員の空き対策（別冊、P18～22参照）

ア 建替え・改修等（私立認可保育所）

建替え等の実施に際し、地域の保育需要を勘案した定員設定を行っていく。

イ 利用定員変更（認可保育所、小規模保育）

利用定員を（減）変更することで、給付費の単価を引き上げ、施設の運営改善につなげる。

ウ 固定的経費の補助（小規模保育、家庭的保育）

空きの生じている小規模保育事業や家庭的保育（保育ママ）に人件費等を一部補助することで、安定的な運営を支援する。

これらに加えて、小規模保育・家庭的保育の利用促進などの多様な保育サービスの充実や、大規模集合住宅建設時の保育施設の設置協議等の取組を引き続き実施していく。

3 年度途中の待機児童の発生状況と対応策（別冊、P34～36参照）

年度途中の利用（待機）状況を実態把握するため、10月1日時点の待機児童数を4月と同条件で調査し、対応策の検討を行った。

（1）10月1日時点の待機児童数（別冊、P34参照）

主に0歳児で区内全域に待機児童が発生している。

◇ 年齢別待機児童数

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和4年4月	0	0	0	1	0	0	1
令和4年10月	35	5	1	0	0	0	41
4月との差	35増	5増	1増	1減	増減なし	増減なし	40増

（２）年度途中の待機児童対策（別冊、P 35～36参照）

ア ベビーシッター利用支援

新たな預け先の選択肢のひとつになるよう、東京都のベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）を活用する。

イ 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信

年度途中であっても定員変更が可能な小規模保育、家庭的保育の事業者に対し、地域の保育需要の情報提供を積極的に行い、年度途中の不足している年齢への定員変更を促す。

ウ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化

入所が不承諾となった児童と空きがある施設のミスマッチを解消するため、入所が不承諾となった児童の保護者への、最新の募集状況や希望変更手続き等についての案内を強化する。